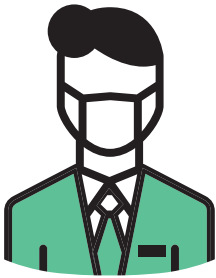


技能検定試験に関する新型コロナウイルス感染拡大防止について

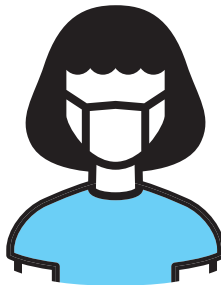
受検する技能実習生、検定試験実施に係る関係者の安全確保のため
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします。

関係する監理団体・企業担当者
もマスクの着用をお願いします



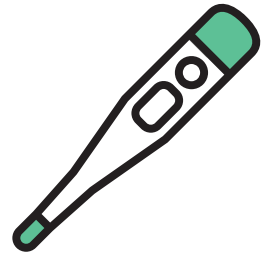
鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

受検する技能実習生にマスクの
着用をお願いします



鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

事前に受検者・関係者の検温と
体調確認をお願いします



鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

試験会場に消毒液等を設置して
手指の消毒をお願いします



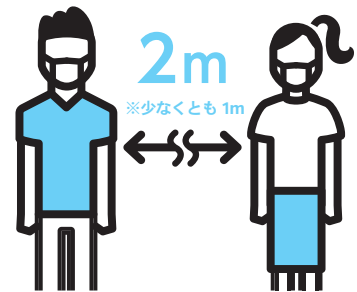
鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

実技試験において共用する機器が
ある場合は消毒をお願いします



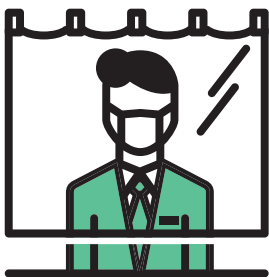
鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

受検者の間隔が2m 確保できる
ように会場準備をお願いします



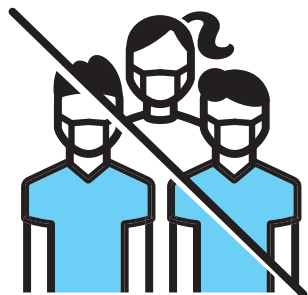
鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

受検者間にアクリル板等を設置
することも有効的です



鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

受検者の待機場や休憩場等でも
密集を避けてください



鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

試験に支障が生じない範囲で
換気をさせていただきます



鳥取県は感染予防対策に全力で取り組んでいます

※実技試験時のマスクの着用については、当協会と検定委員の判断で着用しなくても良い場合があります。

※試験当日までに受検者が感染した場合(感染が疑われる場合)は、速やかに当協会に連絡してください。

※試験当日に受検者に発熱等の症状がみられる場合、受検の自粛を申し入れることがあります。

鳥職能協第187号
令和2年7月29日

外国人技能実習生監理団体代表者 様

鳥取県職業能力開発協会
会 長 児 嶋 祥 悟
(公 印 省 略)

技能検定試験（随時試験）実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止について

このことについて、令和2年5月29日付けで厚生労働省が技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、感染拡大の防止対策として取り組むべき具体的な事項等が取りまとめられました。

つきましては、ガイドラインで定める次の事項に留意され、技能実習生受入企業及び受検者に対し周知していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 受検者へ周知をお願いする事項

(1) マスクの持参及び会場内でマスクを着用すること。

(実施上の留意点)

実技試験においては、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用に代えることとして差し支えないが、外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業や運動を行った場合は、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、体調不良を起こさないよう十分に注意すること。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で受検者の十分な間隔（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくても差し支えないこと。

(2) 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

(3) 試験当日の体温を測定すること。また、平熱を超える場合は受入企業へ報告すること。

- (4) 試験日前2週間において、次の事項に該当する場合は受入企業へ報告すること。
- ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 身体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症が陽性とされた方との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方との濃厚接触の有無
 - ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

2 試験実施会場の設営に当たってお願いする事項

- (1) 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。
- (2) 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服等による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努め、試験の実施に支障が生じない範囲で換気すること。
- (3) 室内で行う試験においては、原則として受検者相互に2メートルの間隔を取るよう配席を行うこととし、会場確保上2メートルの間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも1メートルの間隔を取るよう確保すること。
なお、受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、実技試験の場合は、作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を十分に検証すること。
- (4) 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らし、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。
- (5) 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、大人数の場合、入室や退室を一斉に行わせないこと。
- (6) 実技試験において共用する機器については、受検者が使用するたびに可能な限り消毒すること。
- (7) 受検者に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検の自粛を申し入れること。